

「次期埼玉県生物多様性保全戦略(素案)」に対する御意見と県の考え方について

[意見募集期間]	令和5年11月15日(水)～令和5年12月12日(火)
[意見提出数]	11名 120件
[意見の反映の区分] A:意見を反映し、案を修正する(21件) B:既に案で対応が済んでいる(14件) C:案の修正はしないが、実施段階で参考としていく(54件) D:意見を反映できなかった(16件) E:その他(15件)	

No.	章	素案 ページ	御意見	意見数	県の考え方	反映状況
1	全体	-	各市町村の計画に県の計画が反映されるよう策定時期を工夫してはどうか。	1	生物多様性基本法では、都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、生物多様性地域戦略を定めるよう努めなければならないとされており、都道府県及び市町村の位置付けは同等です。一方、県戦略の方向性等を各市町村戦略に反映させることは、地域一体となって生物多様性保全の取組を進める上で重要と考えます。県戦略策定後は、その内容を各市町村に周知するとともに、各市町村における戦略策定の働きかけと支援に努めます。	E
2	全体	-	<p>埼玉県戦略そのものに対する意見 従来の生物多様性条約は生物の絶滅を止めることを行動目標としてきたが、新たなステージでは30by30に代表されるように、生物多様性を回復させるべく行動目標が変化しています。しかし埼玉県においては、従来の戦略による効果が限定的で、いまだに野生生物の減少や、生物多様性の劣化が止まりません。そのため新たな埼玉県生物多様性戦略では、従来の曖昧な戦略を見直し、環境省が今年5月発出した生物多様性戦略策定手引に沿って戦略を作成すべき。 従来の個別政策の寄せ集めではなく、埼玉県の生物多様性の現状と変化について、地域ごとに生物の生息状況とその動向について調査を行い、その調査結果に基づく科学的知見を基準とし、区域ごとに具体的な環境回復施策を明示す必要がある。 生物の多様性向上するためには、間接的な行動ではなく、まずグリーンインフラの保全と拡大について具体的行動目標を設定する必要がある。 今回の素案には、戦略全体を通して統一性がありません。 生物の多様性向上が目的なので、植物、動物、外来種が戦略の主軸となるが、ある箇所では森林、農地、河川、またある箇所では、山地、丘陵地、市街地、またある箇所では、森林、里地、水域、市街地、とそれぞれ切り口がばらばらで、統一されていない。戦略にも関わらず、いつ、どこで誰が誰に、どのような武器で、どのくらいの兵力で、どんな作戦で戦うのか。指揮官は誰か等々基本的要件が記載されていない。 現段階では、素案のようですので、是非大胆な変更を要望します。</p>	1	<p>本戦略は、生物多様性地域戦略策定の手引きを参考にしつつ作成した、埼玉県全域における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画であり、「目指す将来像」とそれを実現するための多岐にわたる県の「主な取組」について網羅的に取りまとめたものです。県戦略に地域ごとの生物の生息状況や具体的な行動目標、取組方法を詳細に記載することには限界があるため、市町村の生物多様性保全戦略の策定に向けた働きかけと支援に努めます。</p> <p>なお、県戦略では、生物多様性には「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」の3つのレベルがあり、これら3つのレベルの多様性が保全されるよう、全県に共通する「横断的・基盤的戦略」に加え、森林・里地・里山・水域・都市といった「生態系エリア別戦略」を展開することとしています。</p> <p>御意見いただきましたより具体的な方策につきましては、それぞれの取組・事業を進める中で分かりやすい情報発信に努めてまいります。</p>	C
3	全体	-	<p>全体への意見 次期埼玉県生物多様性保全戦略(素案)を読ませていただいた。あまりも全体的には良くない。なにを目指しているか、どのように取り組みなのかが理解できない。しかも、内容が細かい過ぎてなかなか、読みづらい。これでは、県民の皆さん、事業者の皆さんが読んでも理解できるまではないと思う。もう少し、整理して分かりやすく生物多様性保全戦略にしていただきたいと思う。</p>	1	<p>本戦略は、埼玉県全域における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画であり、「目指す将来像」とそれを実現するための多岐にわたる県の「主な取組」について網羅的に取りまとめたものです。「本県における目指す将来像と施策展開の方向性」については、「第4章の「目指す将来像と施策展開の方向性」(素案39ページ)に図示しています。また、「本戦略の全体像の図」を目次ページ後・第1章前に追記しました。</p> <p>戦略策定後は、例えばテーマを絞って概要版を作成する等、県民や事業者の皆さんに分かりやすい情報発信に努めます。</p>	C

No.	章	素案ページ	御意見	意見数	県の考え方	反映状況
4	全体	-	「生物」多様性保全戦略なのに、ぜんぜん生きものが前面に出てきてない。また、具体的な県内の自然環境に即した「戦略」がまるで見えてこない。どの県でも通じそうな一般的な教科書を読んでいる感じ。ミドリシジミは？ムサシトミヨは？サクラソウは？サシバは？コウノトリは？それぞれどうしていくの？どんな戦略でどう増やすの？何もわからない…。所沢市の生物多様性とろざわ戦略を手本にしてほしい。	1	本戦略は、埼玉県全域における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画であり、「目指す将来像」とそれを実現するための多岐にわたる県の「主な取組」について網羅的に取りまとめたものです。 生物多様性には「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」の3つのレベルがあり、これら3つのレベルの多様性が保全されるよう、全県に共通する「横断的・基盤的戦略」に加え、森林・里地里山・水域・都市といった「生態系エリア別戦略」を展開することとしています。 御意見いただきました個別の動植物種の保全については、「第4章のⅡの1の(3)のイ希少野生動植物の保全」(素案44ページ)、「第4章のⅡの2の(3)のイ多様な主体と協働した保全活動の促進」(素案55ページ)や「第4章のⅢの(3)のイ湿地生態系保全の推進」(素案76ページ)等の内容を踏まえて個別に検討し、具体的な取組を進めています。	C
5	全体	-	カーボンニュートラル、脱炭素宣言などいろいろ言葉は飛び交うが、生物多様性が守られている実感がない。	1	生物多様性保全に向けて、戦略に位置付けた取組をしっかりと進めています。	C
6	全体	-	事後評価のため、指標が設定されていない主な取組について指標を加筆する。	4	指標については、生物多様性国家戦略2023-2030や国が示した指標カタログを参考にしながら、埼玉県生物多様性保全戦略改定検討委員会でいただいた御意見も踏まえ、施策評価に適した19指標を設定しています。戦略の事後評価にあたっては、指標についてのみ進捗状況を評価するのではなく、「主な取組」についても取組状況を適切に把握する等の方策も検討しています。	D
7	目次	p1	目次: 第1章の前に「はじめに」を設け、その中に「IV 埼玉県生物多様性戦略とは」の項目を移し、「5 本書の活用法」を加え執筆した方が本書の目的、活用法、期待される読者などが一目で理解可能になり、その後継続して、通覧しやすくなると思う。第1章は「第1章 基本的な考え方」とする。	1	本戦略は、条約や法制度を含む国内外の潮流を踏まえ策定するものであるため、国内外の動きや生物多様性の法制度を記載した後に、本戦略の趣旨等を記載する流れとしています。一方、いただいた御意見も戦略を御覧いただく上で有用なものと考えますので、目次ページ後・第1章前に「本戦略の全体像」を図示しました。	A
8	第1章	p9	日本の条約参加年月を明記すべき。昆明、モントリオール採択の年月日を記載すべき。	1	年表中の記載は年のみとすることで整理させていただきます。	D
9	第1章	p11	3期間の見直しについて 2024年度から2031年度までの期間として示していますが、「埼玉県5か年計画」等の見直し状況などという記載があるが、地球温暖化の影響、気温差による生物多様性保全の影響があることから見直しの期間は長すぎです。もう少し、生物多様性の保全や、目指す将来像のあり方等に検討したほうがよろしいかと思う。	1	本戦略は、上位計画である埼玉県5か年計画及び埼玉県環境基本計画の見直し状況などを踏まえ、2026(令和8)年度を目途に見直しを行うこととしています。見直しは、その時点の生物多様性等の状況を踏まえ、適切に行います。	C
10	第1章	p11	県の総合計画との整合性を図りとなっているが、本戦略は埼玉県の戦略であるが、その根底は国際条約に基づく行動計画であるため、県の総合計画の範囲に限定されないのでないのではないか(単に年数だけを考えても本戦略は、少なくとも5年以上の戦略であるので総合計画の範囲を超える)。 生物の多様性は県の行政区域に縛られない。逆に総合計画をこの戦略に合わせる時代に来ている。	1	本戦略は、県の最上位計画である埼玉県5か年計画や環境分野の総合的な計画である埼玉県環境基本計画と整合を図るべきものと考えます。なお、本戦略は、埼玉県5か年計画及び埼玉県環境基本計画の見直し状況などを踏まえ、2026(令和8)年度をめどに見直しを行うこととしています。見直しは、その時点の生物多様性等の状況を踏まえ、適切に行います。	E

No.	章	素案ページ	御意見	意見数	県の考え方	反映状況
11	第1章	p12	下から2行、補足 埼玉県生物多様性センターでは公表された中期目標及び中期計画をもとに野生動植物の…と加筆修正	1	本項目は本戦略に基づく取組全体の推進体制を記載するものであり、環境科学国際センターが公表した中期目標及び中期計画に限られるものではないため、素案のとおりとさせていただきます。	D
12	第1章	p12	冒頭にいきなり連携・協働で生物の多様性を推進する、あるいは県は多様な主体と協働し、と記載しているが、県には、生物多様性基本法第5条の地方自治体としての義務と第6条の事業者としての義務があるので、埼玉県としてまずこれらの義務を主体として果たすことを明記し、それと同時に連携・協働で生物の多様性を推進すると記載すべきではないか。 埼玉県の学校を含むあらゆる行政組織において、それぞれの組織に見合った生物多様性戦略を推進することが基本。その情報提供としてセンターを設置とすべき。センターがすべて行うような記載は行政手続として不作為を公言しているようなもの。	1	本戦略は「県の主な取組」を取りまとめたものであり、その効果的な推進のための拠点として生物多様性センターを位置づけているものです。戦略推進にあたっては、生物多様性センターを含む関係部局と多様な主体が連携・協働することで、各取組を進めています。なお、県の事業としての責務は「第5章 各主体に求められる役割」(素案83ページ)に記載しています。また、御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 [修正前]県戦略は、県、市町村、企業、～ ↓ [修正後]県戦略は、県だけではなく、市町村、企業、～	A
13	第2章	p14	コラム1 内の最下行:美味しい⇒おいしい に変更 * 常用漢字ではないため	1	御意見のとおり修正します。	A
14	第2章	p15	2行目:生物多様性は、⇒ 国内外の生物多様性は、に修正。	1	御意見のとおり修正します。	A
15	第2章	p15	2 第2の危機(自然に対する…):下から4行目:…ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン等のに加筆修正。	1	当該箇所は、野生鳥獣に対する人為活動の圧力低下に起因する個体数増加に言及しているものであることから、素案のとおりとさせていただきます	D
16	第2章 第4章	p16,46, 47	日本の生物多様性の4つの危機に加えて、5つ目として、生物多様性の危機をもたらす間接的な要因を入れていることは、非常に大切であり、良いことだと思います。ネイチャーポジティブを実現するためには、県民の生物多様性に対する知識の向上、理解、行動が欠かせないと思います。しかし、残念なことに、県民に対して、ネイチャーポジティブに向けて、どのようなことをして欲しいかが、全く伝わってきません。外来生物対策のコラムでは、環境省が国民に呼びかけている「外来種被害予防三原則」が記載されていますが、埼玉県として県民に、具体的にどのような行動をしてもらいたいかを、わかりやすく示すべきです。ある団体がネイチャーポジティブにつながる保全活動を行っていても、別の人や団体が生物多様性の損失につながる行動をしてしまっては、保全活動が無駄になってしまいます。 わかりやすい例でいうとホタルの放虫が挙げられます。ホタルを再生するために、お店で購入した産地不明のホタルを放せば、明らかに国内外来種を増やす行為であり、生物多様性の損失です。埼玉県レッドデータブックでもハイケボタル、ゲンジボタルの記載欄に埼玉県産以外のホタルの放流で遺伝的かく乱が起きる可能性が記載されています。また、全国ホタル研究会のホタル類等、生物集団の新規・追加移植および環境改変に関する指針では、放虫する際は、対象地域とできるだけ近場、遠くても同じ流域内で採取した個体に限るべきとされています。さらに、県民に生物多様性に関する知識が漫透していないことで、産地不明のホタルを放すことでも、自然環境にとって良いことをしていると受け取られてしまっていることも問題です。 県民に、自分たちも協力できることがあることを知つてもらうことが大切なので、シンプルでいいと思いますし、特に大切なことだけに絞ってもいいと思います。例としては、以下のようなことが挙げられます。 ・お店で購入した生物を野外に放さない。 ・庭を緑化する際は、侵略的外来種の植物を使わない。 ・昆虫採集などで、絶滅危惧種を捕獲したら、現地でリリースする。自宅で飼育しない。 ・絶滅危惧種の植物を自宅で栽培するために、野外で採集しない。 ・特定外来生物をはじめとする侵略的外来種を知る。 ・自然の再生、保全活動にボランティアとして参加する。 生物多様性という考え方方が生まれてから、30年以上が経過しています。未だに、生物多様性の損失につながる行動をとる人がいることは、その考え方方が一般的に理解されていないことが原因だと思います。本戦略には、埼玉県として、県民に対して生物多様性を大切にし、ネイチャーポジティブの実現に向けて実効性のあるメッセージが必要であると思います。	1	御意見を踏まえ、「第5章 各主体に求められる役割」の「県民」の項に以下の文章を追記するとともに、コラム19「身近にある！生物多様性を守るために私たち一人一人ができること」として、生物多様性保全のための具体的な行動例を記載しました。 ・「MY行動宣言」(64ページのコラム8を参照)を始め、身近にある生物多様性を守るためにできることに取り組むことが期待されます。	A

No.	章	素案 ページ	御意見	意見数	県の考え方	反映状況
17	第2章	p16	4 第4の危機(気候変動による危機):下から4行目:今後、ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン等の有害生物の分布拡大、森林構成樹種…赤字部分に修正する。	1	当該箇所は、気候変動に起因する野生鳥獣の分布拡大に言及しているものであること、ニホンジカを一概に有害生物と呼称することは好ましくないこと、および、「等」にはイノシシを含むことから、素案のとおりとさせていただきます。	D
18	第3章	p23	特定外来生物について 特定外来生物の増加傾向であるが、どのように管理方法、鳥獣害対策にも必要である。環境市民団体だけは難しい。行政・環境市民団体・事業者そして県民の皆さまのご理解が必要です。特定外来生物と鳥獣害対策にも課題ありますので分かりやすく解説をしていいが、どこの問題なのかが分からないので一から分かりやすくして欲しい。	1	他の記載とのバランスもあるため、個々の特定外来生物について本戦略に盛り込むことは困難ですが、御意見を踏まえ、特定外来生物対策にあたっては、地元市町村や団体・事業者等の理解促進に努めるとともに、分かりやすい情報発信・普及啓発に努めています。	C
19	第3章	p24	8. 鳥獣有害生物 の項目を設け、クマ、シカ、イノシシ、サル、ハクビシン、ムクドリ等の県内発生、分布、被害、対策の現状について概述する。	1	これら野生鳥獣との軋轢については「第3章のⅢの3 市街地」(素案31ページ)に記載しています。また、また、ニホンジカの食害による森林への影響については「第3章の I の4 植生」(素案21ページ)や「第3章のⅢの1 山地」(素案29ページ)にも記載しています。	B
20	第3章	p25	1 人口及び…5~6行目:…しかし、県人口は最近ピークに達しており、秩父地域や県北地域、県央地域、比企地域等では既に漸減しています。以上に訂正。	1	御意見も踏まえ、当該箇所については見直しを行い、以下のとおり修正します。 [修正前]しかし、県人口はピークに達しており、秩父地域や県北地域、比企地域など都心から比較的遠い市町村では既に人口が減少しています。 ↓ [修正後]1920(大正9)年の国勢調査開始以来、全国で唯一、人口が増加し続けた埼玉県ですが、2022(令和4)年4月に総務省が公表した2021(令和3)年10月1日時点の人口推計では、初めて人口が減少に転じています。	A
21	第3章	p25	土地利用について前段は%表記で、後段は面積表示であるため、統一した記載にすべき。	1	前段は県土面積について利用形態別割合を示したもの、後段は利用形態のうち森林及び農地について実際の面積を示したものであるため、素案のとおりとさせていただきます。	D
22	第3章	p26	○2 農地:下から3行目、一方、耕作放棄地の面積はに訂正する。 ○3.515ha(35km ²)に訂正する。 * km ² と ha が混在しているのを理解しやすくするために、()書きを追加した。 ○最下行:12,728ha(16.7%)に訂正希望。統計値にとづく%確認お願いします。 * 理解しやすくするために()書きを追加した。	1	御意見のとおり修正します。	A
23	第3章	p30	2 丘陵地～低地:下から7行目…平地林にはスギ、アカマツ等の防風林・薪炭林、堆肥落葉搔き用、薪炭林用のコナラ、クヌギ、エゴノキ等の防風帯が造られ活用されていた。 県北部と西部の… * 屋敷の防風林、薪炭林としての針葉樹、堆肥用落葉搔き、薪炭林の広葉樹を整理し書き改める。	1	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 [修正前]平地林には、防風林として、コナラ、クヌギ、エゴノキ、アカマツ等が育成され、燃料となる薪、堆肥となる落ち葉の供給源となっていました。 ↓ [修正後]屋敷地には防風のためにケヤキやスギ等が植えられ、コナラ、クヌギ、エゴノキ、アカマツ等からなる平地林は堆肥となる落ち葉の供給源となっていました。	A

No.	章	素案ページ	御意見	意見数	県の考え方	反映状況
24	第3章	p30	P27で水面・河川・水路が全国2位と記載しており、かつ埼玉県の生物の多くが河川環境に生息している実態について記載すべき。丘陵から低地にかけて流下している河川は、生物の生息環境として重要な環境。レッドデーターブックの区分けで河川環境を区別していないので、このような区分と考えられるが、水辺環境についての記載が欠如していることは、戦略を作成している埼玉県自体が河川における生物の多様性を重視していないことの現れ。河川環境は、生物の多様性が最も豊かな場所であるとともに、生物の移動経路にもなっている重要な場所であるので、是非河川の生物多様性の現状と問題点について記載すべきです。	1	河川を含む水域における生物多様性の現状等については「第3章のⅡの4 水面・河川・水路」(素案27~28ページ)に記載しております。	B
25	第3章	p32	ムクドリは、以前はもっとたくさん生息していて、近年では数を減らしていることが環境省の調査でも明らかになっています。市街地に食物資源が豊富で天敵もいないから、里地里山から市街地に分布を広げたわけではありません。市街地の農地や緑地はむしろ減っており、ムクドリの餌環境は悪くなっています。ここにムクドリのファン害を載せるのはふさわしくないと思います。	1	原案は、「ムクドリのファン害」を野生生物が行動範囲を拡大したことにより生じた転巣の一例とする文脈でしたが、御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 [修正前]ある種の野生生物にとって市街地は食物資源が豊富で天敵もないため、本来の生息地である里地里山から市街地へと行動範囲が広がり、人間の生活に悪影響を及ぼしています。アライグマやハクビシンの家屋侵入、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル等の住宅街への出没、ムクドリによるファン害など、野生鳥獣との様々な転巣が発生しています。 ↓ [修正後]また、ある種の野生生物にとって市街地は食物資源が豊富で天敵もないため、本来の生息地である里地里山から市街地へと行動範囲が広がり、人間の生活に悪影響を及ぼしています。 人間と野生生物の接触機会が多くなる市街地では、アライグマやハクビシンの家屋侵入、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル等の住宅街への出没、ムクドリによるファン害など、様々な転巣が発生しています。	A
26	第3章	p33	生物多様性に対する県民意識の現況について 県民の生物多様性に対する意識は重要で、生物の多様性を推進するための根源ではあるが間接的な問題。それよりも、埼玉県内の地方自治体の職員の意識調査を行うべきではないか。生物多様性基本法に定める地方自治体の義務を知っているかどうかの調査を行い、ぜひその結果をこの戦略で公表すべき。	1	生物多様性保全のためには県内地方自治体職員の意識向上は重要と考えます。御意見も参考にしながら、県内地方自治体職員に対する情報発信・普及啓発に努めています。	C
27	第3章	p33	県民意識の現況 「生物多様性」という言葉を聞いたことがあるが、意味は知らないを知っているに含めていいのか。認知度75%以上が目標とのことだが、関心のない人に知ってもらい理解してもらうためにはもっと工夫が必要。	1	指標「生物多様性の認知度」の定義は、生物多様性国家戦略2012-2020における定義と同様です。言葉 자체がどれだけ浸透したかを確認するため、「言葉は聞いた事があるが、意味は知らない」「も知っている」に含めています。御意見も参考にしながら、関心のない方も含めた県民等に対するより一層の普及啓発に努めています。	C
28	第3章	p34	2018年の戦略では、単にみどりあるいは緑という言葉を多用しているが、緑の定義は沢山あるため、単に緑で曖昧にするのではなく、生物の多様性の観点から物差しを決めるべき。指標として使うためには、定義を正しく定める必要がある。さいたま市にある国の特別天然記念物の田島ヶ原のサクラソウ自生地の緑とそれに隣接するさいたま市の公園内の芝生広場は同じ緑に分類されると思うが、それぞれの場所における生物の多様性には大きな違いがある。単に緑被率の改善であれば緑と表しても問題ないが、生物の多様性を目的とする場合は、単なる緑を使うことは適当ではない。それぞれの自然度に応じて明確に区分けすべき。県民意識が向上しないのは、この戦略の目的や意義を明確に定めていない行政に問題があるのではないか。	1	上位計画である埼玉県環境基本計画において、「緑」とは、「樹木や樹林地などの身近な緑」、「みどり」とは「身近な緑に加え、森林、河川や池沼を含む湿地などの総称」として定義しており、本戦略においても同様に考えています(ただし、事業や施策の名称として使用する場合もあります)。御意見を踏まえ、「緑・みどり」を用語集に追加しました。 本戦略では、指標「緑の保全面積」は「特別緑地保全地区及び近郊緑地特別保全地区的指定面積、緑のトラスト保全地の面積、公有地化をした面積、ふるさとの緑の景観地指定面積等の合計」と定義しています。また、指標「身近な緑の創出面積」は「県や市町村の条例に基づく緑化計画届出制度等による緑化面積及び園庭・校庭の芝生化などによる緑の創出面積の合計」と定義しています。いずれの定義も戦略中に明記しています。 ※素案に記載した「みどりの保全面積」は、正しくは「緑の保全面積」です。お詫びして訂正いたします。	A

No.	章	素案 ページ	御意見	意見数	県の考え方	反映状況
29	第3章	p34	<p>ここでは戦略の目標値として示しているが、曖昧かつ科学的でない間接的な数値を掲げることは止めるべきで、この戦略は、埼玉県の生物多様性の劣化を防ぎ、絶滅危惧種を絶滅させないためにつくられるのではないか。</p> <p>絶滅危惧種が失われ、外来種も増え、生物の多様性は毎年悪化しているにも関わらず、7つの項目中5項目が目的達成と表現されている。これらの項目がすべて達成されれば、生物の多様性を維持できるのか？それとこの結果を照らし合わせると、埼玉県における生物多様性の現実と指標に大きな開きがあることは明白。従って今回の戦略では、基本戦略ごとの指標を明確に定めるべき。</p> <p>現行の目標と達成率のみについて記載されているが、これらは目標は生物多様性の劣化を防ぐ手段のほんの一握りの目標でしかない。</p> <p>以上のことから新たな戦略では、現在の埼玉県が置かれている生物多様性の問題点を具体的な調査データを基に抽出し、各環境における改善手法を明確にし、具体的な対策を立案すべき。</p>	1	<p>生物多様性の保全に関しては気候変動対策におけるCO₂削減のような一つの指標に集約することは難しく、生物多様性の保全のためにとるべき行動やそれによる効果の評価も難しい面があります。そのため、多面的な観点から戦略の進行管理や評価が出来るよう、生物多様性国家戦略2023-2030や国が示した指標カタログを参考にしながら、埼玉県生物多様性保全戦略改定検討委員会でいただいた御意見も踏まえ、生物多様性保全に係る直接的効果、間接的効果を問わず、横断的・基盤的戦略及び生態系エリア別戦略のそれぞれで指標を設定しています。</p> <p>御意見は、今後の戦略の見直しにあたっても参考にさせていただきます。</p>	C
30	第3章	p34	<p>V 県戦略(2018(平成 30)年2月策定)の成果と課題</p> <p>前回の戦略の目標は埼玉県の生物多様性の状況を科学的に正確に表す指標となっていないので、記載の意味はありません。例えば外来種の認知度を掲げていますが、この認知度が上がれば、埼玉県の生物多様性が維持あるいは回復するとする科学的な根拠や統計学的の根拠が示されているのでしょうか。根拠のないデータをもつともらしく記載する県の姿勢を疑います。</p>	1	<p>生物多様性の保全に関しては気候変動対策におけるCO₂削減のような一つの指標に集約することは難しく、生物多様性の保全のためにとるべき行動やそれによる効果の評価も難しい面があります。そのため、多面的な観点から戦略の進行管理や評価が出来るよう、生物多様性国家戦略2023-2030や国が示した指標カタログを参考にしながら、埼玉県生物多様性保全戦略改定検討委員会でいただいた御意見も踏まえ、生物多様性保全に係る直接的効果、間接的効果を問わず、横断的・基盤的戦略及び生態系エリア別戦略のそれぞれで指標を設定したものです。</p> <p>なお、「外来種の認知度」は生物多様性国家戦略2012-2020の数値目標の一つです。</p>	E
31	第3章	p34	<p>目標値の達成状況について、3外来生物の認知度、5サポートーズクラブ団体数、7生物多様性の認知度は目標にすることに意味はない（増えたら生物多様性が豊かになるわけではない）。生物多様性に直接有効な別の指標を設けるべき。</p> <p>6希少野生動植物の保護増殖箇所数よりも、まだ一ヶ所も指定していない保護地区を指定し、増やしていくべき。今ある貴重な生物多様性を支えている環境の確保が最優先されるべき。</p>	1	<p>当該箇所は2018(平成30年)2月に策定した戦略の章タイトルや取組等について記載したものであるため、素案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、生物多様性の保全に関しては気候変動対策におけるCO₂削減のような一つの指標に集約することは難しく、生物多様性の保全のためにとるべき行動やそれによる効果の評価も難しい面があります。そのため、多面的な観点から戦略の進行管理や評価が出来るよう、生物多様性国家戦略2023-2030や国が示した指標カタログを参考にしながら、埼玉県生物多様性保全戦略改定検討委員会でいただいた御意見も踏まえ、生物多様性保全に係る直接的効果、間接的効果を問わず、横断的・基盤的戦略及び生態系エリア別戦略のそれぞれで指標を設定したものです。</p>	E

No.	章	素案 ページ	御意見	意見数	県の考え方	反映状況
32	第3章	p34	<p>○ 基本戦略1「多面的機能を発揮する森林の豊かな環境を守り、育てる」</p> <p>と記載しているが、何を意味しているのかわかりません。森林はそもそも多面的機能をもっています。豊かな環境を守る者は誰か、誰が何を「育てる」のか意味がわかりません。森林面積の拡大か、それとも樹齢ですか。ここで取り上げている森林は、下記の記載から山地の森林と考えられるので、それを明記すべき。また、営林を主体とする森林とそれ以外の森林は生物の多様性及び目的が全く異なるので、それぞれの森林に対応した戦略を作成し、記載する必要がある。</p> <p>また、この項目には生物の多様性に関する概念が入っていません。生物の多様性が高い原生林と杉等の造林等生物の多様性のレベルに応じて、戦略を作成すべき。</p> <p>①適正な森林とはどんな森林なのか、整備とは何をどのようにすることか。</p> <p>②野生鳥獣の個体数管理により森林生態系への被害防止」と記載されているが、個体数管理をする鳥獣の種名を明らかにすることと、それらの現状を調査結果に基づき記載すべき。</p> <p>また、被害防止だけではなく、イヌワシやクマタカなど著しく個体数の少ない鳥類については、保護増殖環境について、どのように対応するのかの具体的な記載が必要。</p> <p>③森林生態系の野生動植物の保護の推進とは何か。具体的に何をするのか不明。言葉ばかり増やしても生物の多様性は確保されない。森林生態系の意味もよくわからない。前段で環境を3区分したので、その区分に従って各区分での課題、それぞれの区域における課題を整理すべきではないか。各部分の寄せ集めではなく、統一的な目標に向かってそれを組み立てるのが戦略ではないのか。また、くどいようだが、河川環境が全国2位と記載しているにも関わらず、河川環境が欠落しているのは、埼玉県内に大河が2本ありながら国直轄区域が多く、埼玉県は管理外だからか。是非河川区域の項を設け、問題点と戦略を明確にすべき。更に生き物には、国境も県境も管轄もありません。シカなど東京都や群馬県、長野県などに行き来している生物については、隣県との連携もしていると思うので、それについても記載が必要。</p>	1	当該箇所は2018(平成30年)2月に策定した戦略の章タイトルや取組等について記載したものであるため、素案のとおりとさせていただきます。なお、次期戦略では、生態系エリア別戦略に「水域」を加え、河川や湿地などにおける生物多様性保全についても記載しています。	E
33	第3章	p35	<p>○ 基本戦略 II「里地里山の多様な生態系ネットワークを形成する」</p> <p><取組></p> <p>①里山・平地林整備の促進による生物多様性の向上</p> <p>前計画の表現であるが、整備の促進を行わなければならない理由が不明なので、単に「里地・里山の生物多様性の向上」とすべきではないか。生物の多様性を向上させる手法は沢山存在する。</p> <p>②良好なみどりの保全の推進</p> <p>みどりの保全に対しては目標達成となっているが、タイトルは「良好なみどり」でたんなる「みどり」ではない。本来の目的は生物多様性の向上にあるので、指標として使用することは不適当。</p>	1	当該箇所は2018(平成30年)2月に策定した戦略の章タイトルや指標等について記載したものであるため、素案のとおりとさせていただきます。 ※素案に記載した「みどりの保全面積」は、正しくは「緑の保全面積」です。お詫びして訂正いたします。	E
34	第3章	p35	外来生物のワードが5か所、でているが、 <u>有害な外来生物</u> が適切ではないか。	1	当該ページは2018(平成30)年2月に策定した戦略について記載したものであるため、素案のとおりとさせていただきます。	E
35	第3章	p37	<p>VI 県で取り組むべき主な課題</p> <p>○ 30by30 の推進</p> <p>県土の35.7%が法的な保護地域としているが、例えば保護地域とされる安行武南自然公園地域内で、さいたま市のアセス条例届け出が行われ、工事が行われている大型倉庫建設に伴い山林を伐採、山を削りて谷を埋め当該区域の絶滅危惧種等の消失等生物多様性を著しく減少させた。そのような行為が行われる場所を、法的な自然環境の保護地域として記載していることは矛盾している。</p> <p>陸域の30%以上が法的に確保されておりとの記載は誤りではないか。</p>	1	環境省では、陸域の法的な保護地域割合を「自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、生息地等保護区等のうち、地理情報が入手可能な区域を重複を除き算定した面積の国土面積に対する割合」と定義しています。 戦略に記載した「35.7%」は、以上の定義に基づき環境省が算定した数字となります。	E
36	第3章	p37	○30by30の推進:1行目の訂正 県土の ⇒⇒ 県土全体の	1	御意見のとおり修正します。	A
37	第3章	p37	<p>○希少種保全の推進 の訂正 ⇒⇒ 各地の保全候補種の選定と保全。</p> <p>* 希少種保全のみで、県広域の生物多様性が保全されるとは限らない。</p>	1	当該箇所は、各地の保全候補種の選定と保全のための取組を含め希少種保全を進めていくことを総論的に表したものであり、素案のとおりとさせていただきます。なお、保全候補種の選定等に係る取組については、「第4章のⅡの1の(3)のイ希少野生動植物の保全」(素案44ページ)に記載しています。	B

No.	章	素案 ページ	御意見	意見数	県の考え方	反映状況
38	第3章	p37	○「希少種保全の推進：絶滅危惧動植物種に関する調査や、県内希少野生動植物種の保護増殖」を課題として記載しているので、具体的な調査対象植物名や保護増殖種名を記載すべき。	1	調査対象植物等は現況に応じ変わること、及び特に調査対象種の数は膨大であることから、それらの具体的種名を戦略中に記載することは困難です。	D
39	第3章	p37	希少種保全の推進について 県は絶滅危惧動植物種に関する調査をずっと続けていますが、一向に県指定希少野生動植物種や保護区が増えていません。取り組まなければいけない課題は、希少野生動植物種と保護区の指定です。特に近年、太陽光発電開発が進んでいる丘陵地のシンボル的鳥類である「サシバ」や「ミゾゴイ」等のアンプレラ種を指定することが重要です。 【みどり自然課補足】アンプレラ種とは：個体群維持のために、エサの量など一定の条件が満たされる広い生息地（または面積）が必要な種のこと。地域の生態ピラミッドの最高位に位置する消費者である。	1	希少野生動植物種の自生地の現状確認や埼玉県希少野生動植物種検討委員会における指定追加候補種の検討等を通じ、指定種追加及び保護区設置に関する取組を引き続き進めています。	C
40	第3章	p37	○特定外来生物の被害拡大への対応 被害の防止についてのみ記載しているが、特定外来種そのものの減少対策を県自らが行うことが必要ではないか。	1	特定外来種の減少対策の具体的な取組については、「第4章のⅡの1の(3)のウ 外来生物対策」（素案45ページ）に記載しています。	B
41	第3章	p37	特定外来生物の被害拡大への対応について 増加の著しいアライグマの計画的防除を行う事を緊急の課題として取り入れてください。	1	アライグマ防除については、素案45ページに記載のとおり、埼玉県アライグマ防除実施計画に基づき、引き続き市町村と連携し、取組を進めていきます。	C
42	第3章	p37	○中ほどの、野生動物（ニホンジカなど）⇒⇒有害な野生動物（ニホンジカ、サル、イノシシ、ハクビシン等） ○その下の行の訂正：野生動物 ⇒⇒ 有害な野生動物	1	ニホンジカ等は生息地・生息状況によっては必ずしも有害な野生動物とは言えないと考えられることから、素案のとおりとさせていただきます。なお、素案「野生動物（ニホンジカなど）の生息範囲の拡大による被害地域の広域化」との記載ぶりに「有害」の意を含めています。	B
43	第3章	p37	○生物多様性保全に係る取組を支える基盤の整備 生物多様性保全を行うための基本は、まず全県に渡っての生物調査です。どこにどのような動物植物がどれだけ生息をしているのか、そしてそれが増加傾向にあるのかあるいは減少傾向にあるのか？その調査と調査結果の公表が行われていません。最低5年毎に全県動植物のデータ収集とデータの公表を行う必要があります。それを元データとしない限り、生物多様性の埼玉県戦略は今回の戦略のように具体性を欠く戦略となってしまう。	1	全県を対象に全ての動植物の生息状況を調査することは現実的に困難ですが、県では、県内で絶滅のおそれがある動植物をリストアップし、その現状をまとめた「レッドデータブック」を定期的に発行している他、ケビアカツヤカミキリ等の特定外来生物確認地点等を県ホームページで公示しています。 これらに関する取組は「第4章のⅡの2の(3)のイ 希少野生動植物の保全」（素案44ページ）や「第4章のⅡの2の(3)のア 動植物に関する情報の収集・管理・発信」（素案53ページ）に記載し、引き続き取り組んでいきます。	B
44	第4章	p39	I 目指す将来像と施策展開の方向性 13行目 「自然環境への配慮」となっているが「生物多様性への配慮」とすべきではないか。	1	御意見のとおり修正します。	A
45	第4章	p39	今ある自然豊かな場所を保護区にして30%にカウントすることは、ネイチャー「ポジティブ」にはならないので、開発された土地の自然再生など、現在、生物多様性の状態が貧弱なところをどのように豊かにしていくか、ということこそ数値目標にしていくべき。また、「埼玉県で取り組むべき主な課題」の各項目を「具体的に」どのように行うのか、また期限を設けて指標となる項目の数値目標も設定し、それらをどこで行うのか、その計画を「保全戦略」として、地図と共に詳細にページを割いて示していくべき。	1	指標として「県内『自然共生サイト』の認定数」を設定しており、これは新たに生物多様性保全が図られた箇所を含むものと考えています。 また、「埼玉県で取り組むべき主な課題」に関する具体的な取組や指標は、第4章（素案39～82ページ）に記載しています。	B

No.	章	素案ページ	御意見	意見数	県の考え方	反映状況
46	第4章	p40	この説明では、「ネイチャーポジティブ経済の推進」のために具体的に何をするのかまったくわからなかった。	1	当該箇所は、個別の取組を進める上での観点を記載したものです。ネイチャーポジティブ経済の推進のため、具体的には、企業や消費者(県民)に対する生物多様性についての普及啓発や企業に対する自然共生サイト認定申請支援等を予定しています。また、現在、国において検討が進められているネイチャーポジティブ経済移行戦略(仮称)を踏まえ、本戦略策定後も引き続きネイチャーポジティブ経済推進のための方策を検討します。	E
47	第4章	p41	II 横断的・基盤的戦略 1 横断的・基盤的戦略① 生態系の健全性の回復 (1)現状・課題 農業の記載箇所で「耕作放棄された農地の増加」と記載されているが、農業を生業とする視点で見れば耕作放棄地は荒れ地であるが、生物の多様性の視点で評価すれば、単一の作物が植えられた農地より遙かに多くの生物が生息している区域となるので、生物の多様性を復活させるためには、逆にこれらの区域を生物多様性保全区域として保全する施策も必要ではないか。	1	耕作放棄地(荒れ地)の存在は多くの生物の生息地となる一方で、害虫の発生や景観の悪化、不法投棄の増加、野生動物の棲み処と人の居住地との間の緩衝帯機能の消失につながるおそれもあります。御意見も参考にしながら、生物多様性保全施策及び農業施策を検討していきます。	C
48	第4章	p41	みどりの食料システム戦略 2050(R32)化学農薬50%低減、化学肥料使用量30%低減、有機農業取組面積拡大 各市町村で取り組めるように県が支援してほしい。保育園・小中学校の給食で買い上げるなど売り先の確保も重要。	1	みどりの食料システム戦略に関する取組については、市町村と連携して取り組むこととしています。御意見も参考にしながら、生態系に配慮した持続可能な農業のための方策を検討していきます。	C
49	第4章	p43	自然共生サイトの例に、「都市内の公園」を追加したほうがいいと思います。都市内の公園は、環境省のサイトには例として掲載されていますし、都市公園であれば保全の担保性も高いです。また、県民にとって身近な自然空間でもあります。 県営の都市公園においても自然共生サイトの登録を検討してはどうでしょうか。	1	御意見のとおり自然共生サイトの例に「都市内の公園」を追加します。また、「第4章のIIの1の(3)のア『保護地域以外で生物多様性保全に資する地域(OECM)』等の取組の推進、支援」(素案42ページ)や「第5章各主体に求められる役割」(素案83ページ)に記載しているとおり、県有施設等の自然共生サイト認定も目指すこととしています。	A
50	第4章	p44	イ 希少野生動植物の保全 埼玉県レッドデータブックは、埼玉県の生物多様性の現状を把握するための基礎資料となるだけでなく、戦略の中間評価、モニタリングのエビデンスとも成るため、概ね5年程度の間隔で、定期的に調査発行し、広く県内に情報提供することを明記すべき。 また、指標としてレッドデーターブックの発行回数及び絶滅危惧種の減少数を目標値とすべきではないか。 局所的な保護箇所数は、県全体の動植物保全の評価にはならない。	1	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 また、レッドデーターブックの発行は10年程度の間隔となっており、その発行回数を戦略の指標とすることは困難です。 [修正前]～埼玉県レッドデータブック(動物編・植物編)を発行し、 ↓ [修正後]～埼玉県レッドデータブック(動物編・植物編)を定期的に見直し、必要に応じ発行することで	A

No.	章	素案 ページ	御意見	意見数	県の考え方	反映状況
51	第4章	p44	「県内希少野生動植物種」や「希少野生動植物保護地区」等の指定に努めます。ではなく、具体的な種数や保護地区数の目標を決めてください。	1	県内希少野生動植物種や希少野生動植物保護区は、個々の現況を踏まえ、保護の必要性に応じて指定するものであり、予め数値目標を設定して取り組む性質のものではないと捉えています。県では、野生動植物の専門家を希少野生動植物保護推進員として委嘱し、希少野生動植物種の自生地等の巡視を行い、その生息・生育状況の確認を行っています。また、開発予定地で希少野生動植物種の生息が確認された場合には、事業者に対し事業計画の見直しや保護対策の検討について指導・助言を行い、開発行為による自生地の損失・劣化を最小限に抑える対策を講じています。まずは、できるだけ土地所有者の権利を制限しない方法で希少野生動植物種の保護を図ることとし、そうした方法では必要な保護が期待できない場合に保護区を設定すべきものと考えます。	D
52	第4章	p44	希少野生動植物の新規保護増殖箇所数だけでなく、保護地区の指定が必要。種の指定ばかりで保護地区が指定出来ていない現状と理由を県民に示すべき。	1	希少野生動植物保護区は、個々の現況を踏まえ、保護の必要性に応じて指定するものです。希少野生動植物種の自生地の現状確認や埼玉県希少野生動植物種検討委員会における検討等を通じ、保護区指定に関する取組を引き続き進めています。	C
53	第4章	p45	ウ 外来生物対策 ⇒⇒ <u>有害な野生生物対策</u> に訂正する。	1	当該箇所は、海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生息地の措置に存することとなる生物である「外来生物」に係る対策を記載したものであり、素案のとおりとさせていただきます。なお、野生鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系被害対策については「第4章のⅡの1(3)の工 野生鳥獣の適正な保護管理」(素案48ページ)等に記載しています。	B
54	第4章	p45	アライグマの生息状況等の把握に努めるならCPUEを導入してください。また、市町村と連携して被害防除ではなく、計画的防除を進めてください。 【みどり自然課補足】CPUEとは:捕獲効率(Catch Per Unit Effort)	1	県は市町村と連携し捕獲個体情報を集積しており、CPUE等から県内の生息状況の把握に努めています。より正確に生息状況の把握を行うために、今後もデータ収集・解析に努めています。また、本県では、「埼玉県アライグマ防除実施計画」に基づき、市町村と連携して防除を進めています。	C
55	第4章	p45	外来生物対策にアカミミガメ、アメリカザリガニがコラムで触れるのみで、具体策に欠ける。大幅な個体数減少対策を実施すること。	1	特定外来生物対策については、分布状況や被害状況を踏まえて県広域で一體的に防除を行っている種について、それぞれ具体的な記載を行っているところです。御意見いただいたアカミミガメおよびアメリカザリガニについては、条件付き特定外来生物として指定されたことを踏まえ、コラムとして基本情報を記載している他、県ホームページにおいて規制内容等を広く周知しています。併せて、土地所有者や河川管理者など防除を行う者に対し、情報提供や技術的助言を行っていきます。	C
56	第4章	p45	外来の植物に対する策がなにも記述されていない。特定外来種だけでも、減少させる対策が必要である。すでにあきらめているのか。	1	特定外来生物対策については、分布状況や被害状況を踏まえて県広域で一體的に防除を行っている種について、それぞれ具体的な記載を行っているところです。植物を含むその他の特定外来生物については、引き続き、実態把握に努めるとともに、土地所有者や河川管理者など防除を行う者に対し、情報提供や技術的助言を行っていきます。	C

No.	章	素案ページ	御意見	意見数	県の考え方	反映状況
57	第4章	p48	ニホンジカの捕獲対策が甘く、森林植生の壊滅的な打撃となる前にもっと強い対策を打つべきである。山野を歩くと次世代の苗木がなく、シカの食べる草も少しあっておらず、里へシカを誘い出す状態となっている。シカ、イノシシの個体数把握も現況を甘くみている。	1	ニホンジカ及びイノシシの適正な保護管理については、「第4章のⅡの1の(3)の工 野生鳥獣の適正な保護管理」(素案48ページ)に記載しています。「第二種特定鳥獣管理計画」にも基づき、狩猟などによる捕獲を促進し、生息密度を適切な水準に抑制すること等により、適正な保護管理に努めています。	C
58	第4章	p48	シカ、イノシシは明らかに増加しており、対策が不十分である。	1	ニホンジカ及びイノシシの適正な保護管理については、「第4章のⅡの1の(3)の工 野生鳥獣の適正な保護管理」(素案48ページ)に記載しています。「第二種特定鳥獣管理計画」にも基づき、狩猟などによる捕獲を促進し、生息密度を適切な水準に抑制すること等により、適正な保護管理に努めています。なお、本県の推計個体数調査ではニホンジカ及びイノシシは2018(平成30)年度をピークに減少しています。	C
59	第4章	-	河川の魚類についてはカワウの捕食圧はまだ低くない。これについても何もふれていない。埼玉県の対策不足はカワウの行動圏の大きさから関東地方全体に影響をおよぼしている事を自覚しているのか。	1	御意見を踏まえ、「第4章のⅡの1の(3)の工 野生鳥獣の適正な保護管理」(素案48ページ)に以下の取組を追加しました。 ・カワウについては現況把握を行うとともに、「埼玉県カワウ対策協議会」において現況に応じた対応策を検討するなど、生態系被害・漁業被害の低減や適切な管理に努めます。	A
60	第4章	p48	「傷病野生鳥獣のうち、人間活動に起因する傷病を負い、治療を行うことで野生復帰を見込めるものについては、救護及び適切な治療を行い」とあるが、現状では人間活動に起因するかどうかの判断を動物の素人である県職員が行う事で、人間活動に起因する傷病であって門前払いされているケースが多く見られる。傷病鳥獣が発見された場合は、まずは救護を行い、獣医師の判断により適切に治療や安楽殺を行なうべきである。	1	御意見を参考にしながら、傷病野生鳥獣保護の取組を適切に運用していきます。	E
61	第4章	p51	○才 の最下行の一部補足:生物多様性保全の視点にも立った高収益の栽培技術…と赤字を加筆する。 * 高収益が見込まれないと誰も採用しない。	1	御意見を参考にしながら、高収益の観点も含めた栽培技術の確立・普及のための方策を検討していきます。	C
62	第4章	p51	○下段の枠内:2 指標の選定理由、2行目:・高収益の農業生産活動を…に加筆。	1	環境保全型農業直接支払制度の対象要件には「高収益であること」は含まれていないため、素案のとおりとさせていただきます。	D
63	第4章	p52	2 横断的・基盤的戦略② 生物多様性 ⇒ <u>生物多様性保全</u> に訂正。	1	御意見のとおり修正します。	A
64	第4章	p52	(2)目指す将来像 「企業が生物多様性の重要性を認識し、」と記載されているが、埼玉県の戦略であるので、埼玉県内の自治体職員の意識改革が重要であるため、企業の前に教育関係者を含めた行政を追加すべき。	1	御意見を踏まえ、以下の将来像を追加しました。 ・地域戦略を策定する市町村が増え、各地域の実情に応じた生物多様性保全活動が推進されている。	A

No.	章	素案ページ	御意見	意見数	県の考え方	反映状況
65	第4章	p54	(3)主な取組 ア 動植物に関する情報の収集・管理・発信 アクセス数を指標としているが、センターの役割はアクセスされることではなく、どれだけ多くの情報を県民に提供できたか。ではないか。調査や情報の収集、管理だけでは埼玉県の生物多様性向上に貢献はできない。県民に対するアウトプット、すなわち発信を多くしたかどうかが指標となるのではないか。県民のアクセス数など場違いな評価指標を用いるべきではない。また、センターの利用者数を指標としているが、埼玉県の生物多様性の度合いとセンター利用者の数に相関があるとするエビデンスが存在するとは思えないで、この指標は意味がないと考えるので、削除すべき。	1	埼玉県生物多様性情報プラットフォームを多様な主体が様々に活用することが、より一層、県民の理解と関心を高め、生物多様性保全に係る意識の醸成や地域における具体的な活動の活性化につながるため、「埼玉県生物多様性情報プラットフォームへのアクセス数」を指標として選定しました。プラットフォームで発信する情報については、動植物に関する調査等を通じ、充実を図っていきます。 また、環境科学国際センターでは生物多様性に関連した展示・解説も行っているため、その利用者数を増やすことは生物多様性の認知度を高めることに寄与するものと考えます。	C
66	第4章	p54	プラットフォームへのアクセスが増えると生物多様性が豊かになるのですか？生物多様性の「指標」にはならないと思う。	1	埼玉県生物多様性情報プラットフォームを多様な主体が様々に活用することが、より一層、県民の理解と関心を高め、生物多様性保全に係る意識の醸成や地域における具体的な活動の活性化につながるため、「埼玉県生物多様性情報プラットフォームへのアクセス数」を指標として選定しました。プラットフォームで発信する情報については、動植物に関する調査等を通じ、充実を図っていきます。	C
67	第4章	p55	指標として県民の調査報告件数を上げているが、報告数よりもその元となる県民参加型調査の件数を指標とすべきではないか。まず多面的な調査が生物多様性を支える基盤となることを考慮して提案すべき。	1	県民が参加した調査結果の報告件数は、県民との協働で行う環境保全活動の活性度を表すと考えられるため、指標として選定しました。県民参加型調査の件数や内容が重要であることは御意見のとおりですでの、専門家の意見も踏まえ検討を行っていきます。	C
68	第4章	p55	県民調査報告件数が指標になっているが、生物多様性を豊かにするために、現在どのような調査が必要で今後どのような計画でデータを集めしていくのか、また優先順位もつける必要がある。それらのデータをどのように活用するかを示すのが「保全戦略」では。	1	県民が参加した調査結果の報告件数は、県民との協働で行う環境保全活動の活性度を表すと考えられるため、指標として選定しました。県民参加型調査の件数や内容については、専門家の意見も踏まえ検討を行っていきます。	C
69	第4章	p56	枠内 3目標の根拠の3行目 県内63市町村 ⇒ ⇒ 県内63市町村(生息地面積)の22%… *市町村ではなく生物多様性を収容可能な生息地面積を加筆し信憑性を高める。	1	目標の根拠に記載した割合は「市町村の数」に基づくものであり、「市町村の面積」に基づくものではないことから、素案のとおりとさせていただきます。	D
70	第4章	p57	ウ 普及啓発・担い手育成 今後も埼玉県の生物多様性を損なうことなく自然の恵みを継続的に享受していくためには、従前からの自然環境保全に取り組むことに加え、社会や一人一人の価値観や行動を変え、社会経済全体を変革していく必要があるので「埼玉県自然学習センター・北本自然観察公園」において埼玉県内の自治体職員及び教育関係者に対して、生物多様性に関する研修を定期的に実施し、行政及び教育関係者に対する生物多様性に関する認識の高度化を図る。その指標として研修の受講者数を掲げることが適当。	1	埼玉県自然学習センター・北本自然観察公園をはじめとする自然ふれあい施設における普及啓発については、「第4章のⅡの2の(3)のウ 普及啓発・担い手育成」(素案57ページ)に記載しています。なお、教育関係者(幼稚園教諭・保育士・小・中・高等学校教諭)を対象とした研修は既に受入れ可能です。 また、自治体職員向け研修開催については、これら自然ふれあい施設の活用を含めて方策を検討していきます。	C
71	第4章	p57	普及啓発・担い手育成 学習コンテンツ(Youtube動画) 学習用コンピュータの活用もいいが、せっかく埼玉県で学ぶなら本物の自然とふれあうことが望ましい。	1	本物の自然とふれあう場を提供するため、自然ふれあい施設における自然観察会や体験教室開催、緑のトラスト保全地における自然観察会・イベント開催等の取組を「第4章のⅡの2の(3)のウ 普及啓発・担い手育成」(素案57ページ)に記載しています。	B

No.	章	素案ページ	御意見	意見数	県の考え方	反映状況
72	第4章	-	自然の中で子どもたちが遊べる場をもっと作ってはどうか。	1	本物の自然とふれあう場を提供するため、自然ふれあい施設における自然観察会や体験教室開催、緑のトラスト保全地における自然観察会・イベント開催等の取組を「第4章のⅡの2の(3)のウ 普及啓発・担い手育成」(素案57ページ)に記載しています。	B
73	第4章	p57	中ほどに「学校・保育園等の緑化やビオトープの整備など」とあるが、「緑化」は「地域在来種による緑化」とすべき。外来種や園芸種で緑化すると生物多様性は劣化するので。	1	御意見も参考にしながら、生物多様性の保全により資するよう、学校・保育園等における緑化を進めていきます。	C
74	第4章	p58	認知度は生物多様性の指標にはならない。定期的に調査をてもいいが、これに目標を設定しても生物多様性が豊かになるわけではない。指標や目標はあくまで実質的に生物多様性が豊かになったかどうかをはかれるものでするべき。	1	指標「生物多様性の認知度」は、全ての人々が生物多様性の言葉の意味やその価値を認識し、生物多様性の保全に向けた行動につなげていくことが重要であり、生物多様性に関する多種多様な取組に対しての総合的な評価であることから、選定しました。 なお、生物多様性の保全に関しては気候変動対策におけるCO ₂ 削減のような一つの指標に集約することは難しく、生物多様性の保全のためにとるべき行動やそれによる効果の評価も難しい面があります。そのため、多面的な観点から戦略の進行管理や評価が出来るよう、生物多様性国家戦略2023-2030や国が示した指標カタログを参考にしながら、埼玉県生物多様性保全戦略改定検討委員会でいただいた御意見も踏まえ、生物多様性保全に係る直接的効果、間接的効果を問わず、横断的・基盤的戦略及び生態系エリア別戦略のそれぞれで指標を設定しています。	C
75	第4章	p61	MY行動宣言 チェックを入れるだけで取り組めるのか疑問です。	1	MY行動宣言は、国が作成した普及啓発ツールの一つであり、生物多様性保全に向けた行動につながることから、コラムとして紹介しました。 生物多様性について理解するだけではなく、その先の行動変容につながるよう、普及啓発に関する取組を進めています。	C
76	第4章	p64	SDGsの図がウエディングケーキモデルで示されているのは大変良いと思う。さまざまな県の環境政策を、この図に当てはめて考えてみるべきだと思う。	1	御意見は府内で共有させていただきます。	E
77	第4章	p65	生物多様性に十分配慮された再生可能エネルギー施設の設置・管理するためには、太陽光発電規制条例を制定したり、環境影響評価条例の規模要件を下げる必要がありますので、それらも盛り込んでください。	1	御意見も参考にしながら、生物多様性などが損なわれないよう十分配慮された再生可能エネルギー施設の設置・管理を推進するための方策を検討していきます。	C

No.	章	素案 ページ	御意見	意見数	県の考え方	反映状況
78	第4章	p67	<p>III 生態系エリア別戦略 1 生態系エリア別戦略 ①多面的機能を発揮する森林の豊かな環境を守り、育てる ウ 森林生態系の保護</p> <p>森林といっても何処の森林を指すのか、山地の森林か、わずかの天然林、植林地、丘陵地域の二次林、都市部の屋敷林など様々な場所で様々な生態系を構築している。それらの生物多様性をどのような手法を用いて、生物の多様性を守るあるいは向上させるのかを具体的に記載すべき。 利用に関しては、後段に記載することとし、まず生態系の基本である森林の面積減少を止めることと、質の向上を図ることを明確にすべき。生物の多様性を維持するためには、最低限必要な目的です。 登山道の整備は人の利用には有效ですが、森林の生物多様性保全にはマイナスです。 森林保全に対して、保護に結びつく具体的な施策及び行動が何も記載されてないので、記載すべき。</p>	1	<p>「Ⅲ 生態系エリア別戦略」では、森林、里地里山、水域、都市の4つのエリア別に取組を整理しています。御意見いただいた項は「森林」にあたり、天然林や植林地も含んだ山地の森林を対象とした取組を記載しています。なお、その他の二次林や屋敷林を対象とした取組は「里地里山」に記載しています。</p> <p>御意見いただいた「ウ 森林生態系の保護の推進」では、森林を保全し、その利用環境の質の向上を図るために、自然公園や自然環境保全地域の適正な管理や生物多様性などが損なわれないよう十分配慮された再生可能エネルギー施設の設置・管理の促進などの取組を記載しています。また、登山道の整備は、県民の自然保護への関心を高め、生物多様性保全に向けた行動変容につながることを期待して、取組に位置づけています。</p> <p>また、林業経営のための森林整備や、公益的機能の発揮に重点を置いた森林の整備・管理など、森林の質の向上を図る取組は「ア 多様な森林づくりの推進」に記載しています。同項に記載した保安林制度は、公益的機能を守るために森林伐採や開発を規制する制度であり、本制度によっていたずらな森林の面積減少を防止しています。</p> <p>これらの取組や「イ 野生鳥獣の個体数管理による森林生態系への被害防止」の取組により、様々な角度から森林生態系の保全に取り組んでいきます。</p>	B
79	第4章	p67	<p>比企丘陵に住む者として、このたびの戦略策定には少なからず期待をしていました。野立て太陽光発電の乱立が動物特に鳥類にとって重要な意味を持つ「緑の回廊」を断ち切り、雨水の流れ道を変え、表土を剥ぎ取っています。知事は、小川町に計画中のメガソーラー計画地についても経産相への意見書で「多様な生物種を保持する埼玉県屈指の豊かな里山生態系が形成されている」と表現しています。県土の中でも、最も普遍的な「里山景観」「豊かな里山生態系」は再エネの名のもとに日々消えていくのです。</p> <p>「森林生態系の保護」という課題に関する「戦略」というからは、誰が、どのような手法で、いつまでに、どの程度の保護を目指すのかが明らかにされなくては、県民である私たちはその戦略が妥当だったのかどうかという検証すらできません。</p> <p>以下、Ⅲ生態系エリア別戦略の中の69ページ「森林生態系の保護の推進」について、この視点から意見を申し上げます。</p> <p>本文該当部分</p> <p>◎地域の住民の安心・安全、生物多様性などが損なわれないよう十分配慮された再生可能エネルギー施設の設置・管理を促進します。</p> <p>◎特に、太陽光発電施設については、事業者による適正な配置・管理の確保に向けて、市町村に対する技術的な助言や職員への研修を実施するとともに、生物多様性の損失や災害リスクなどが懸念される施設について実態調査を行い、国、市町村と情報を共有し、連携して適切な対応に努めます。</p> <p>意見① 「十分配慮された」という形容詞節の主語は誰ですか。生物多様性に富む地域ほど、過疎化や耕作放棄が進み、コスパだけを追う事業者は必然的に急傾斜地や水源地域など適正ではない地域にも計画します。「地域の住民の安心・安全、生物多様性」は事業者の良心に待つではなく、県として強い縛りをかけることが必要です。</p> <p>意見② 市町村は許認可権がないため、条例での立地規制には限界があります。県は「事業者による適正な配置・管理の確保」を実効性あるものにするためにも、上記で指摘するような強い縛りを含む規制条例を即刻策定すべきです。</p> <p>意見③ 「懸念される施設について実態調査」も「懸念」は誰がどこに表明するのか曖昧です。実態調査もどんな情報に基づいてどんな人体制でどの程度踏み込んだ調査をするのか明らかにするべきであり、この点に関して、規制条例に盛り込むことで、条例の実効性を高めることができます。</p>	1	<p>御意見も参考にしながら、生物多様性などが損なわれないよう十分配慮された再生可能エネルギー施設の設置・管理を推進するための方策を検討していきます。</p>	C

No.	章	素案ページ	御意見	意見数	県の考え方	反映状況
80	第4章	p67	<p>ウ 森林生態系の保護の推進</p> <p>特に、太陽光発電施設については、事業者による適正な配置・管理の確保に向けて、市町村に対する技術的な助言や職員への研修を実施するとともに、生物多様性の損失や 災害リスクなどが懸念される施設について実態調査を行い、国、市町村と情報を共有し、連携して適切な対応に努めます。</p> <p>と書かれているが、太陽光発電施設を森林を伐採して建設すること自体してはいけないと思います。特に急斜面がある山の森林を伐採することによる土砂災害などの懸念があります。飯能市の阿須山中のように希少種であるコクランの移植などということまでの太陽光発電施設を許すなどあってはならないことです。</p> <p>さいたま小川町メガソーラー計画でもコクランの生息しているすぐ近くまで太陽光パネルが張られるような計画です。コクランが残ったとしても周りの環境が著しく変わるとコクランが生きていけないこともあります。光、温度、土の湿度など生育環境が変わると生息できるのか心配です。コクランだけではありません、サシバやミゾゴイ、サンコウチョウなど森林を伐採しパネルだらけの土地でのようにして生きていけというのでしょうか。事業者は、近くに同じような森林があるので大丈夫というが、そこには先住者がいるかもしれない。彼らの生息場所はなくなるのです。</p> <p>国、県、市町村はどこまで事業者を指導することができるのでしょうか。適切な対応とはどういう対応なのでしょうか。本当に大切なものを守ることができるのでしょうか。</p> <p>森林生態系の保護の推進をするのなら、「森林を伐採しての太陽光発電施設建設を許さない」としていただきたい。</p> <p>埼玉県には、太陽光パネルがのせていない屋根がたくさんあります。木を伐らないでこちらにのせること考えていただきたいです。</p>	1	<p>御意見も参考にしながら、生物多様性などが損なわれないよう十分配慮された再生可能エネルギー施設の設置・管理を推進するための方策や、希少野生動植物の保全を推進するための方策等を検討していきます。</p> <p>なお、0.5ha超の森林を伐採して太陽光発電施設を設置する場合は、林地開発許可が必要であり、土砂災害の防止等についても基準が設けられています。</p>	C
81	第4章	p67	<p>「ウ 森林生態系の保護の推進」</p> <p>太陽光発電は現在の人間社会が化石燃料依存と原発依存から脱却し、地球温暖化をくい止めるための必要不可欠な技術である。しかし、原生の森はもとより、天然林、二次林を伐採し再生エネルギー施設建設するのは、もはや、やめるべきである。何故なら、2021年6月のG7サミットにおいて、G7各国は自国での30by30目標を約束した。G7首脳コミュニケ付属文書「自然協約」、同G7では、2030年までに生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せるネイチャーポジティブも打ち出されたからである。</p> <p>企業有林や里地里山など保護地域以外の生物多様性保全に貢献している場所を積極的にOECMとして認定し、30%に組み込んでいくべきである。たとえ、事業者の所有地であっても、天然林、二次林を大規模に伐採し、太陽光発電をはじめとする再生エネルギー設備を設置する計画は見合せせるよう行政から事業者に指導すべきであり、指導する権限を付与すべきである。すでに、事業者、環境保護団体等の環境調査などで貴重な生物生息が分かっている場所においては、「生物保護の観点から非公開」の制限を限定的に解き、情報共有ができるようなシステムに変更する必要がある。</p> <p>太陽光発電普及を促進するため、行政として、公共施設、工場、立体駐車場、駅、学校、住宅など都市部においても可能な限り建物屋根・壁面を利用するよう指導、技術的支援、補助金等提供できるシステムをつくることを急ぐべきであるまた、そのような、人工的空間への積極的再生エネルギーを導入しようという気運を高める必要がある。</p> <p>一方、農地への太陽光発電設置については、注意が必要である。将来食料不足が懸念される世の中であることから、設置することが豊かな耕地として再利用が困難となる施工は避けなければならない。新たな農業技術研究開発分野として取り上げていただきたい。</p> <p>さらに、このようななかたちで太陽光発電を普及させた場合、発電量がどのくらいとなるか、シミュレーションし、結果を公開すべきでしょう。「適切な管理」、「適切な対応」は便利な言葉であるが、往々にして実質を欠くことになる。</p>	1	<p>御意見も参考にしながら、生物多様性などが損なわれないよう十分配慮された再生可能エネルギー施設の設置・管理を推進するための方策や、希少野生動植物の保全を推進するための方策等を検討していきます。</p>	C
82	第4章	p68	O(1)現状・課題 5行目:イノシシやシカ、 <u>ハクビシン</u> 、ムクドリ等の個体数…	1	当該箇所は、個体数の増加に伴い人里への出没の増加が見られる動物種について2つに絞って例示したものです。ハクビシンやムクドリの被害が特に深刻化している状況ではないことから素案のとおりとさせていただきます。	D

No.	章	素案ページ	御意見	意見数	県の考え方	反映状況
83	第4章	p68	2 生態系エリア別戦略 ②里地里山の多様な生態系ネットワークを形成する (1)現状・課題 「イノシシやシカなどの個体数の増加に伴い人里への出没の増加が見られ」と記載されているが、個体数を減少させれば獣被害は深刻化しなくなるのか?従来の山間部における生息環境が悪くなつたため、餌の多い丘陵地帯に生息範囲を移動してきた可能性もあるのではないか。単に個体数の問題ではなく、鹿の生息分布と密度等生息調査を数年にわたり行った後に、その地域に応じた間引きを行う必要がある。もし、調査結果が既にあるのであれば、具体的な数値を記載すべき。	1	県では、ニホンジカやイノシシについて、その生息分布や推定生息数を調査した上で、第二種特定鳥獣管理計画を策定し、適正な保護管理に努めています。なお、生息分布等については、第二種特定鳥獣管理計画に記載しています。 引き続き、本戦略及び第二種特定鳥獣管理計画に基づき、ニホンジカやイノシシの適正な保護管理に努めています。	C
84	第4章	p68	○(2)目指す将来像の1行目:…緑の保全の推進、有害動植物の排除等により…	1	当該箇所に記載している「里地里山の整備」や「緑の保全の推進」は、有害動植物の排除につながる場合もあることから、素案のとおりとさせていただきます。	B
85	第4章	p68	(3)主な取組 ア 里地里山整備の促進による生物多様性の向上 里地里山の整備という言葉が記載されているが、通常整備された場所は人の使い勝手が良くなるが、環境の単純化や規格化がする工事が行われ、今ある自然に手を加えて生物の多様性を劣化させている事案が多い。 整備は、その区域における生物の多様性が豊かになることを目的とする整備である必要がある。 整備の名のもとに生物の多様性が劣化し、本末転倒とならない証明が必要。 藪化してしまった農地にはウグイスや昆虫が沢山住み着いています。それを刈払い広場として学習の場にすることは、里地の生物多様性にとってはマイナスです。安易な整備は行うべきではありません。せっかく自然が回復しているのですから。	1	里地里山は、人が管理する方が総合的に見れば生物多様性が保全されるとの考えもあります。里地里山の整備については、生物多様性を損なうことのないよう留意して進めています。	C
86	第4章	p70	イ 緑の保全の推進 緑の保全とは何を意味するのかわかりません。緑の基本計画では定義があるが、生物多様性基本法やこの戦略のどこかで定義がされているのか。生物の多様性を保全しようとする戦略で、保全する対象は意味も決まっていない緑ではないはずです。この戦略の中でも色々な意味合いの緑が使われていますが、そんな曖昧な言葉を戦略に使用することは止めていただきたい。	1	上位計画である埼玉県環境基本計画において、「緑」とは「樹木や樹林地などの身近な緑」と定義しており、本戦略においても同様に考えています(ただし、事業や施策の名称として使用する場合もあります)。御意見を踏まえ、「緑、みどり」を用語集に追加しました。なお、本戦略中では、具体的には、県立自然公園、緑のトラスト保全地、企業敷地内や学校敷地内の緑地、公園緑地等が該当します。	A
87	第4章	p70	緑の保全の推進 このタイトルではなく、生物の多様性が豊かな地域を「生物多様性保全地域」として指定し、生物多様性を向上させる制度を立ち上げるべき。	1	本項は、特別緑地保全地区の指定や緑のトラスト保全地の取得・保全等の取組を示したものであり、素案のとおりとさせていただきます。なお、御意見は今後の生物多様性保全施策検討の参考にさせていただきます。	C
88	第4章	p70	緑の保全の推進 本気で取り組まないと開発などで失われてしまう。神宮外苑などのように。	1	現在残されている貴重な緑を失わないためにも、本項で示した取組を進めています。	C
89	第4章	p70	緑の保全面積はわかりやすく地図で示してほしい。民間によるトラスト地、県(市町村)が確保したトラスト地がわかり、今後生物多様性の戦略として、どこを優先的に取得すべきかがわかる地図があると良い。	1	緑のトラスト保全地図についてはさいたま緑のトラスト協会や埼玉県生物多様性センターのホームページで公表しています。緑の保全面積を含む生物多様性に関する情報発信については、引き続き、方策を検討していきます。	C

No.	章	素案 ページ	御意見	意見数	県の考え方	反映状況
90	第4章	p72	<p>3 生態系エリア別戦略③ 多様な水域が有機的に結びついた生態系ネットワークを形成する</p> <p>河川は、野生生物の重要な生息地であり、かつ他の生息場所をつなぐ生態系ネットワークの基軸です。しかし、埼玉県が管轄する荒川中流域において、「川のまことに再生」と称して河畔林を伐採して人が川に入りやすくなるだけでなく、絶滅危惧種であるイカルチドリの繁殖している中洲を河川工事で掘削して直線化、あるいはバーベキュー場を建設して鳥類やトンボの繁殖場所を破壊する工事がもう10年以上に渡って行われており、現在も県管轄区域の河川では「多自然かわづくり」を国土交通省から指導されているにも関わらず、旧態然とした河川環境破壊工事が行われている。</p> <p>県は多自然川づくりを生物多様性の観点からもう一度事業計画から見直し、整備計画を見直すべき。</p> <p>また、整備と称して河道掘削や河畔林の伐採が平然と行われていることは問題。生物多様性基本法に定める事業者責任として、生物の多様性に与える影響が最小限となるような事業計画の立案及び実行が求められる。これが達成されて初めて生態系のネットワークが機能する。</p>	1	御意見も参考にしながら、多自然川づくりを含む河川に係る取組について、健全な生態系の確保に努めつつ河川環境の保全を進めていきます。	C
91	第4章	p72	<p>(2) 目指す将来像、 下から4行目。</p> <p>・水田の耕作放棄対策を進めることで、⇒…水田の耕作放棄地を活用することで、…</p> <p>* 何らかの活用策を明示し活用しやすくする。</p>	1	当該箇所は、「耕作放棄対策を進め、耕作されている水田を増やすことで、米の生産の場としての機能だけでなく、多様な動植物の生息・生育環境といった多面的な機能が維持される」という将来像を示したものです。「耕作放棄地を活用することで」とすると、水田以外として活用するとの誤解が生じるおそれがあることから、素案のとおりとさせていただきます。	B
92	第4章	p72	<p>水田は農家が生業と行われ、基本的には経済原則で行われる事業箇所。現在の平地にある水田は、耕地整理や圃場整備により生物の多様性が失われている。しかし丘陵地帯に点在する小規模な水田には、多くの生き物が生息しているので、水田に依存している生物の多様性について保全上の問題点を明らかにし、その対応を記載すべき。昭和の時代には何処にでも沢山生息していた生物が著しく減少している原因を探り、その対策を進めることが重要。</p> <p>耕作放棄対策は生業としての事業維持を目的とする記載であれば止むを得ないが、多様な動植物の生息生育環境、暑熱緩和機能等多面的な価値を有しており、単なる水田より生物の多様性に優れている。食料の生産場所や経済原則の価値と生物多様性における価値を同一とするのは誤り。</p>	1	県内の水田生態系における生物多様性を把握するため、戦略にもその取組を位置付け、情報収集や調査を進めているところです。御意見も参考にしながら、生態系に配慮した持続可能な水田耕作の推進のための方策を検討していきます。	C
93	第4章	p72	<p>目標値としてサポーターの数を示しているが、河川生物の多様性向上とこのサポーターの数がリンクする統計的なエビデンスが存在するのか。また、どのようにして各河川環境や湿地環境を結びつけるのかの計画も記載すべき。これでは河川や湿地の生物多様性を向上させるための戦略が描けない。河川環境の人への利用については熱心で、河川の生物の多様性を長年に渡って破壊してきた行為を反転させ、これからは破壊した河川環境を河川が本来持っている環境に復元することが現在は求められています。そのことを問題点としてしっかりと表示し、ここに記載することが必要。</p>	1	<p>SAITAMAリバーサポーターズの個人サポーター数は、川との共生・保全活動の拡大や、川の魅力の向上を示す数値であることから、指標として設定しました。</p> <p>多自然川づくりを進めていくことは明記しています。御意見も参考にしながら、河川や湿地に係る取組について、健全な生態系の確保に努めつつ、生物の生息・生育環境を守り、創出するため、河川環境や湿地環境の保全を進めていきます。</p>	C
94	第4章	p73	<p>枠内の【指標の定義】の後半部分、…リバーサポーターズプロジェクトへの参加数</p> <p>* 事後評価しやすくするために赤字部分のように訂正する。</p>	1	SAITAMAリバーサポーターズプロジェクトには、県、企業サポーター、個人サポーター、川の国応援団が参加しており、このうち「個人サポーター」数を指標として設定していることから、素案のとおりとさせていただきます。	D

No.	章	素案 ページ	御意見	意見数	県の考え方	反映状況
95	第4章	p73	サポーターの数では生物多様性ははかれない。砂州や河畔林の状況、生息する動植物により、その川の生物多様性がわかる。	1	SAITAMAリバーサポーターズの個人サポーター数は、川との共生・保全活動の拡大や、川の魅力の向上を示す数値であることから、指標として設定しました。 御意見も参考にしながら、河川に係る取組について、健全な生態系の確保に努めつつ、生物の生息・生育環境を守り、創出するため、河川環境の保全を進めています。	C
96	第4章	p74	グリーンインフラ、気候変動適応、防災・減災、聞こえはいいが、実効性のある取組ができているのか。	1	グリーンインフラや生態系を活用した防災・減災について、その実効性が担保されるよう森林、里地里山、水域、都市における方策を検討していきます。	C
97	第4章	p75	川の再生はあるが、自然再生とはかけ離れた河川敷の開発では?このイラストからどう見ても河川敷のすむ動植物にとって悪影響としか思えない。これを生物多様性の戦略に挙げていること自体理解できない。	1	県では、魅力的な水辺空間の保全・創出と良好な水辺環境の保全の観点から、多様な主体と連携しながら河川空間の利活用を推進するNext川の再生に取り組んでいます。戦略掲載のイラストはNext川の再生の一取組です。御意見も参考にしながら、河川に係る取組について、健全な生態系の確保に努めつつ河川環境の保全を進めています。	C
98	第4章	p76	ネイチャーポジティブを実現するためには、建設事業の中で生物多様性への配慮や、自然再生・保全の取り組みを行うことをスタンダードにすることが必要だと思います。現状において、自然再生を進めるためには、インフラ整備と同時に使うことが最も効率が良いと思います。また、整備によって失う自然環境があれば、それを補填するミティゲーションを行うことも大切です。現状の自然環境にとどまらず、資料等により過去の自然環境の状況を把握し、「時代をこえたミティゲーション」まで意識すべきだと考えます。そのためには、建設事業に携わる人がそのことを自覚する必要があるため、本戦略ではその方向性を明確にするべきであると考えます。治水事業における自然再生・保全の事例として、芝川第一調節池のとりみを掲載すべきだと思います。 また、国の事業にはなりますが、上尾道路の湿地保全の取り組みを掲載してはどうでしょうか。 【みどり自然課補足】ミティゲーションとは:人間の活動によって発生する環境への影響を緩和、または補償する行為。急激な湿地帯の減少に対処するため、1970年頃に米国で生まれた。	1	御紹介いただいた「芝川第一調節地の取組」や「上尾道の湿地保全の取組」については、県ホームページを活用するなどした事例紹介を検討します。	C
99	第4章	p77	2行目:下記のように訂正(案) 特に県内の田植え時期は地域(作型)ごとに異なる。異なる田植え時期が水田に生息する生物の… *田植え時期が水田間で大きく異なるという表記は、どういう現状を映しての記述なのか解せない。例えば東南アジアの3期作では地域内水田の田植え時期が大きく異なるが、県内では地域ごとに用水導入利用時が決まっているので、地域内の田植え時期が大きく異なるとは思えない。以上の現状を鑑み加筆、訂正をする。	1	御意見を踏まえ以下のとおり修正します。 [修正前]特に田植え時期が水田間で大きく異なるという本県の地域特性が水田に生息する生物の種多様性に ↓ [修正後]特に県内の田植え時期(作型)は地域ごとに異なることから、田植え時期の違いが水田に生息する生物の種多様性に	A
100	第4章	p77	ウ 生態系に配慮した持続可能な水田耕作の推進 農業用水路については、「多自然川づくり」と同様にコンクリート水路をなくし、順次「多自然水路づくり」の指導基準を作成して、生き物が住める水路を設置し、生物の多様性を高める施策を行うべき。	1	御意見も参考にしながら、生物多様性に配慮した農業用水路設置のための方策について検討していきます。	C

No.	章	素案 ページ	御意見	意見数	県の考え方	反映状況
101	第4章	p77	見沼田んぼは畑が広がり乾燥化、また柿木田んぼも開発でほとんど失われている。湿地が失われている現状と今後どのように取り戻すのかも示してほしい。 生物多様性を支える水田とそうでない水田をわかりやすく示した方が良いのでは? 冬水田んぼ、夏水田んぼ、江や魚道の設置などどのようにすれば生物多様性に貢献できるのか、生きものの紹介とともに具体的に示すべき。	1	湿地生態系保全の推進や持続可能な水田耕作の推進のための事業展開にあたっては、また、生物多様性に係る普及啓発にあたっては、御意見を参考にしながら取組を進めています。	C
102	第4章	p78	コウノトリが住める水田とはどのような水田か具体的に示してほしい。(農薬を減らした、だけではないはず)また、県内でコウノトリを呼ぶために工夫している水田はどのようなことをしているのか、示してほしい。	1	コウノトリが住める水田の条件としては、一般的に、農薬使用量を減らす、冬場も水を張る等が考えられます。 県内では、鴻巣市がコウノトリをシンボルとした地域づくりに取り組んでいることから、今回、コラムとして紹介しました。鴻巣市では、コウノトリを呼ぶための工夫として「ふゆみずたんぼ・なつみずたんぼ・通年湛水管理」を行っています。これは水田に水が張られている期間を延ばす取組であり、コウノトリのエサとなる生きものが長く生息できるようになり、コウノトリの採餌環境改善の一助となります。	E
103	第4章	p79	生態系エリア別戦略④人と自然が共生する都市をつくる (2)目指す将来像 「都市の生態系」とはどんな意味なのでしょうかよくわかりません。埼玉県の都市の生物多様性は非常に貧弱です。そもそも都市部に生物多様性の核となるような自然が配置されていません。したがって今後都市部に於いて、どのような手法を使って自然を再生するかを立案する必要があります。	1	御意見を踏まえ、「都市の生態系」→「都市の生物多様性」に修正します。 都市には企業敷地内の緑地や学校敷地内の緑地、公園緑地など様々な緑が存在しています。これら身近な緑の創出や保全を図りながら、都市の生物多様性保全に取り組んでいきます。	A
104	第4章	p79	(3)主な取組 ア 身近な緑の創出の促進 この戦略は生物の多様性についての戦略であるため、都市部における緑の創出ではなく生物多様性の創出についての記載が必要。従って指標もどのような性格を持った緑か明らかになっていない緑を記載するのは見当違いで、都市部における生物の多様性に基づいた指標とすべきです。	1	本項では多様な生物の生息・生育場所となる都市の緑(企業敷地内緑地や学校敷地内緑地等)を創出することを目指しています。	E
105	第4章	p79	「緑化計画届出制度を生物多様性の保全に資するよう適切に運用」とはどういうことですか? 緑化の計画で園芸種や外来種が入っていたら、在来種にするよう助言されるのですか?「身近な緑」は地域在来種でなければ、生物多様性の指標にはならないと思う。	1	緑化計画届出制度については、生物多様性の保全により資するよう、その運用の見直しを検討する予定です。検討にあたっては、御意見も参考にさせていただきます。	E
106	第4章	p80	枠内:1.指標の定義:1行目の後半の「緑化面積及び園庭・校庭の芝生化などによる」は削除する。 園庭・庭の芝生化で有効となるデータはあるのか、アメリカでは芝生化でなく樹木の植栽により生物多様性や環境は保全されると解説されている。ヒートアイランド防止に芝生化が有効とするならば、その旨明記する。	1	指標「身近な緑の創出面積」は本戦略の上位計画である埼玉県5か年計画や埼玉県環境基本計画にも設定された指標です。そのため、その定義には芝生を含めることとさせていただきますが、運用に当たっては、緑化計画届出制度や埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準により、在来樹木の植樹など他の緑化手法も積極的に推進していきます。	C
107	第4章	p80	イ 生物多様性に配慮した都市公園の整備による緑の創出 ここでも緑の創出ではなく、生物多様性の回復とすべきではないか。また関係機関や市町村への働きかけるとしているが、県として直接県民に対する働きかけをまず行うべきではないか。 県の所管する公園や県庁中庭に植えられている植物は「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準」により選定された樹木でしょうか。また、県道の街路樹はこの基準により選定すべきではないか。	1	本項では都市公園を整備することで多様な生物の生息・生育場所を創出することを目指しています。そのため、働きかけ先は関係機関や市町村と記載しているところですが、県道の街路樹に関する御意見を踏まえ、道路関係機関へも「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準」の準拠も含め働きかけを行っていきます。県民に対しては、生物多様性に係る普及啓発の中で、働きかけを行っていきます。	C

No.	章	素案ページ	御意見	意見数	県の考え方	反映状況
108	第4章	p82	○右のように訂正する。⇒⇒ 工 都市化に伴う野生鳥類の適正な保護管理	1	本項目には主な取組として鳥類に係る対策のみを現状記載していますが、対象には獸も含みうるため、素案のとおりとさせていただきます。	D
109	第4章	p82	工 都市化に伴う野生鳥獣の適正な保護管理 生物多様性の構成員であるカラスやムクドリから見ると人から迫害を受けている現状がある。生物多様性は他の生物との共存を求めており、今後は、これらの生物を追い払うのではなく、むしろ集まっても被害が少くなるような対策や方策、あるいは集まつてもあまり影響が出ないような環境を作りそこに誘導し、安定させるような対策が必要です。街路樹の剪定には手間と経費がかかります。せっかく集まつた鳥を分散させれば、その先で新たな問題を起こします。その場限りの手法は新たな問題を惹起するので、意味がありません。	1	御意見を参考にしながら、都市化に伴う野生鳥獣の適正な保護管理の方策を検討していきます。	C
110	第4章	-	川越市では、後継者不足で農地が減少。今年は伊佐沼や水鳥の郷公園でハスが咲かず、夏の暑さも異常でもはや待ったなしだと感じる。	1	御意見を参考にしながら、戦略に位置付けた各取組を推進していきます。	C
111	第4章	-	川越市の雑木林はちょっとしたことで手入れされずすぐに荒れてしまう。田畠でカフェができるように制度を変えてほしい。	1	御意見を参考にしながら、戦略に位置付けた各取組を推進していきます。	C
112	第4章	-	雑木林の中に農福連携のハウスができる。禁止できないのは改善すべき。	1	御意見を参考にしながら、戦略に位置付けた各取組を推進していきます。	C
113	第4章	-	農業大学校に貴重な木がたくさんあったのに伐採してしまったのは計画に反する。	1	御意見は関係部局に申し伝えるとともに、御意見を参考にしながら、戦略に位置付けた各取組を推進していきます。	C
114	第4章	-	学校や公共施設の断熱化をせめて最上階だけでも県が進めてほしい。	1	御意見は関係部局に申し伝えます。	E
115	第5章	p83	第5章各主体に求められる役割 県は県の事業実施に対して、生物多様性基本法に基づく義務が課せられています。支援や協力等間接的な事項だけではなく、県が事業主体となって行う事業についても生物多様性の向上について記載すべきです。	1	事業主体としての県の役割は、「県が主体で実施する事業においては生物多様性保全の視点を常に取り入れるとともに、物品等購入にあたってはグリーン購入を推進します」として記載しています。	B
116	第5章	p83,84	県の役割についてはおおむね適正とみられるが、市町村、企業、NPO等、県民の項の表記について、期待されますと結んであるが、すべて【推進する】【図る】【支援する】【移行する】【公表する】【行う】【果たす】【担う】【つなぐ】【変革する】【実感する】【伝える】【を少なくする】、のような表記にする。素案では実現困難な役割に映る。	1	本戦略は県の取組を取りまとめたものであり、市町村等の他の主体は連携・協働先であることから「～期待されます」との表記としています。各主体が期待された役割を果たせるよう普及啓発や支援を行うことは県の役割として明記しており、その取組を進めています。	C
117	第5章	p83,84	各主体の役割をもっと具体的に書いたほうがいいと思います。今の書き方では、各主体に求めたいことが伝わらないと思います。	1	各主体のうち最も多くを占める県民向けに、御意見を踏まえ、「第5章 各主体に求められる役割」の「県民」の項に以下の文章を追記するとともに、コラム1「身近にある！生物多様性を守るために私たち一人一人ができる」として、生物多様性保全のための具体的な行動例を記載しました。 ・「MY行動宣言」(64ページのコラム8を参照)を始め、身近にある生物多様性を守るためにできることに取り組むことが期待されます。	A